

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 七
- 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 七
- 土地改良法により換地処分をした件 七
- 建築基準法により特定工程及び特定工程後の工程を指定する件 七
- 一般競争入札を行う件 七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 七

- 土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件 七
- 基本測量の実施の終了について通知があった件 七
- 建築業法の規定により建設業の営業の停止を命じた件 七
- 福島県公安委員会 七
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 七
- 福島県警察本部 七
- 一般競争入札を行う件 七

正誤

- 平成二十一年一月三十日付け定例第二千五百十一号中 七

告示

福島県告示第七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年二月六日から同年三月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンター原町 南相馬市原町区南町四丁目七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十一年二月六日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	三頭	いわき市	平成二十一年一月二十九日	再検査

(畜産課)

福島県告示第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十一年一月二十六日津島地区の県管区画整理事業に係る沼和久換地区の換地処分をした。

平成二十一年二月六日

福島県知事 佐藤 雄平

(農地管理課)

福島県告示第七十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第七条の三第一項第二号及び同条第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年二月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 中間検査を行う区域

福島県の区域のうち、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

二 中間検査を行う期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

1 木造（一部木造を含む。）の建築物のうち、一戸建ての住宅（建築主の居住の用に供する住宅を除く。）、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が百平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が二以上のもの。ただし、法第十八条第二項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの、国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているもの又は枠組壁工法、木質プレハブ工法若しくは丸太組構法によるものを除く。

2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が三以上のもの。ただし、法第十八条第二項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの又は国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているものを除く。

四 指定する特定工程（法第七条の三第一項第一号の政令で定める工程に該当するものを除く。）

1 木造の建築物にあつては、屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事

2 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事、各階の床版に鉄筋を配置する工事及び最上階の屋根版に鉄筋を配置する工事

3 鉄骨造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事並びに柱及びはりの本接合ボルトの締付け工事

五 指定する特定工程後の工程

1 木造の建築物にあつては、壁の外装工事又は内装工事

2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分の鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、耐火被覆の工事及び仕上げ材の工事

（建築指導課）

公 告

公告第五十九号

犬抑留所管理等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 犬抑留所管理等業務 一式

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

4 履行場所

- 県北地区犬抑留所（福島県福島市渡利字高畑入八十番三号）
- 県中地区犬抑留所（福島県郡山市日和田町八丁目字堰山三十五番十号）
- 県南地区犬抑留所（福島県白河市双石形見坂一番百号）
- 会津地区犬抑留所（福島県会津若松市大戸町大字雨屋字余松丁千七百六番地）

六番地

相双地区犬抑留所（福島県南相馬市原町区下洪佐字湊百五十五番二号）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二條の二第一項第二号又は第八号の事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十一年二月六日（金）から同年三月五日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年二月十一日（水）を除く。）の午前九時から午後五時三十分まで

2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇
福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課
電話〇二四一五二一七二四五

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年三月五日（木）午後五時三十分まで必着とする。

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時 平成二十一年三月二十四日（火）午後一時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県自治会館三階三〇三会議室（福島県福島市中町八番二号）

五 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年三月二十三日（月）午後五時三十分まで必着のこと。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保

証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額に百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

七 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

八 その他

1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(食品生活衛生課)

公告第六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年二月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
会津北部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 飯野陽一郎 喜多方市上三宮町三谷字五分一 五〇〇六番地

同 大堀 茂 同 市塩川町三吉字利根川丙七九番地

同 穴澤 晃 同 市熊倉町熊倉字熊倉七五四番地

同 横山 勉 同 市松山町大飯坂字家ノ前二三二一番地二

同 小檜山利伊 同 市岩月町檀野字菅原一五六三番地

同 佐藤 雄一 同 市関柴町下柴字石堂二四一一番地

同 荒川 利昭 同 市慶徳町松舞家字上田二〇四一番地

同 佐藤 政喜 同 市豊川町米室字高吉四三七二番地

同 山田 義人 同 市塩川町四奈川字西鎧百二〇三九番地の一

同 飯塚 達雄 同 市塩川町四奈川字能力二一番地

同 齋藤 勇 同 市塩川町新井田谷地字新井田谷地二〇四番地

同 木戸 善治 同 市熱塩加納町米岡字針生乙六六〇番地

同 遠藤不二男 同 市熱塩加納町熱塩字中在家丙三二四六番地

同 佐藤 隆 同 市熱塩加納町大字北山字谷地二三二番地

同 白井 英男 同 喜多方市松山町村松字桜清水二〇九〇番地四

同 高橋 伝 同 市熱塩加納町大字北山字村西四〇六五番地

同 佐野 喜平 同 喜多方市塩川町四奈川字東鎧百三二九番地の一

同 齋藤喜代衛 同 市字南原三四九七番地

同 内海 俊一 同 市熱塩加納町大字北山字土合五四八七番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 山口 信也 喜多方市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三一番地

同 穴澤 晃 同 市熊倉町熊倉字熊倉七五四番地

同 佐藤 雄一 同 市関柴町下柴字石堂二四一一番地

同 佐藤 政喜 同 市豊川町米室字高吉四三七二番地

同 穴澤 貞夫 同 市松山町鳥見山字中井戸尻三八〇五番地

同 佐瀬 庄一 同 市上三宮町吉川字北広畑四九一九番地

同 小檜山利伊 同 市岩月町檀野字菅原一五六三番地

同 荒川 利昭 同 市慶徳町松舞家字上田二〇四一番地

同 佐野 喜平 同 市塩川町四奈川字東鎧百三二九番地の一

同 山田 義人 同 市塩川町四奈川字西鎧百二〇三九番地の一

同 大堀 茂 同 市塩川町三吉字利根川丙七九番地

同 齋藤 勇 同 市塩川町新井田谷地字新井田谷地二〇四番地

同 猪俣 希男 同 市熱塩加納町熱塩字中志田丁一七八番地

同 佐藤 隆 同 市熱塩加納町大字北山字谷地二三二番地

同 白井 英男 同 喜多方市松山町村松字桜清水二〇九〇番地四

同 小椋 敏一 同 市熱塩加納町大字松原字早稲沢五二七番地の五

同 峯岸 幸雄 同 喜多方市熱塩加納町山田字赤崎甲二七四番地

同 齋藤喜代衛 同 市字南原三四九七番地

同 飯塚 達雄 同 市塩川町四奈川字能力二一番地

(農村計画課)

公告第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十一年二月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
清算法人塙町土地改良区

就任した清算人

役別	氏名	住所
清算人	菊池田津雄	東白川郡塙町大字上石井字若宮七一番地
同	神永 一之	郡同町大字塙字柳町三番地六
同	白石 健一	郡同町大字川上字花園四三番地
同	緑川 豊	郡同町大字真名畑字雑保内一〇番地
同	鈴木 清一	郡同町大字伊香字高野里一一一番地
同	滑川 隆男	郡同町大字常世中野字北沢一〇三番地一
同	鈴木 昭雄	郡同町大字片貝字殿畑六〇番地
同	菊池 基文	郡同町大字上石井字若宮四二番地

(農村計画課)

公告第六十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十一年一月二十日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十一年二月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 福島県内全域
- 二 測量開始期日 平成十九年九月三日
- 三 測量終了期日 平成二十一年一月七日
- 四 作業の種類 基本測量(高密度メッシュ標高データ作成作業)
(技術管理課建設産業室)

公告第六十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十一年二月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 処分をした年月日 平成二十一年一月二十九日
- 二 被処分者
 - 1 商号 有限会社エム・エス・ケー
 - 2 主たる営業所の所在地 安達郡大玉村玉井字前原四十九番地十二
 - 3 代表者の氏名 鈴木 昭彦
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一六)第二一五九六号

三 処分の内容 建設業の営業の停止命令

- 1 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部
- 2 期間
平成二十一年二月十二日から同月十八日までの七日間

四 処分の原因となった事実

有限会社エム・エス・ケー及び同社の元代表取締役が、同社の業務に関して、木くず等の廃棄物七・〇八トン二本松市馬場平の空き地に投棄した。このことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に違反するとして、同社が罰金百五十万円、同社の元代表取締役が懲役一年六か月(執行猶予三年)及び罰金七十万円の判決を受け、その刑がそれぞれ確定した。このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。
(技術管理課建設産業室)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年2月6日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第1号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則(昭和35年福島県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。
第2条の3第1項第4号オ中「((分)に掲げる者に相当する者が現に使用中の車両に係る標章として交付されたものを除く。)」を削る。
別表第1下段不自由の項中「、2級及び3級の1」を「から4級までの各級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(交通規制課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第3号

交通調査解析業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項

の規定により公告する。
平成21年2月6日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 交通調査解析5-2業務 一式
- (2) 委託業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成21年3月27日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様と同種の業務の履行実績を有し、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成21年2月12日(木)午後5時までに、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年2月20日(金)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要件 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

出 給

ペーシ	給 行	出	給
-----	-----	---	---

○平成二十一年一月三十日付決定例第一五十一号中

六二一	下 後ろか	就任した	退任した
	ら一三		